

Title	個人情報性の判断構造
Sub Title	A practical analysis of the scope of personal information
Author	中田, 響(Nakata, Kyo)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2007
Jtitle	メディア・コミュニケーション : 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.57 (2007. 3) ,p.145- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20070300-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

個人情報性の判断構造⁽¹⁾

中田 響



▶ 1 はじめに

「個人情報の保護に関する法律」(以下、単に「法」という²⁾が施行されてから約2年が経過したが、同法の適用関係を巡る混迷は、一向に収束する気配がない。とりわけ、「どのような情報が個人情報に該当するか」という個人情報性の解釈を巡っては、依然として不明な点が多い。

個人情報性の解釈については、法案策定当時から様々な議論がなされてきた。たとえば、国会での法案審議の段階では、カーナビゲーションシステムに含まれる情報の個人情報性を巡って議論が紛糾した³⁾。また、法成立後、運用のためのガイドラインを策定する段階では、メールアドレスの個人情報性を巡って意見が分かれた⁴⁾。近年では、生体認証技術(バイオメトリクス)の実用化にともない、指紋や声紋、虹彩等を含む情報の個人情報性について議論が活発化している⁵⁾。

個人情報性は、法全体の適用の有無を決する前提問題であり、帰結の妥当性が確保される限り、できるだけ安定的な基準で判断されることが望ましい。新技術の実用化や新サービスの商用化を検討する事業者にとって、個人情報保護に関するリスクが不明であることは、実用化や商用化の大きな障害となる。新たな事案が出現するたびにアドホックに個人情報性の有無が検討されている現状は、本来、好ましいものではない。個人情報性の判断基準の不明確さは、情報の利用について萎縮効果を生み、近時話題となっている法に対する「過剰反応」の一因ともなっているように思われる⁶⁾。

本稿の目的は、個人情報性の解釈に関する妥当でかつ安定した判断基準を提示することである。本稿はまず、個人情報性を検討する前提として、情報一般に共通する性質について分析する。次に、個人情報が識別要素と記述要素という二つの要素から成り立つことを確認した上で、識別要素性に関する従来の有力な見解を批判的に検討し、代替する基準を提示する。最後に、記述要素性の要件について検討する。なお、本稿は全て筆者の個人的見解である。

脚注

1. 本稿は、中田(2006)を発展させたものである。
2. 法全体の解説としては、たとえば、宇賀(2003)、宇賀(2005)、岡村(2004)、個人情報保護法研究プロジェクト(2005)、個人情報保護法制研究会(2005)、多賀谷(2005)、藤原(2003)、鈴木(2004)、三宅・小町谷(2003)がある。
3. 第156回国会衆議院個人情報の保護に関する特別委員会議事録3号34-35頁、同5号18-20頁、同6号14・35頁、同7号20頁、同8号23-24頁、同9号24頁、同10号37頁、同11号13頁、第156回国会参議院個人情報の保護に関する特別委員会議事録3号7-8頁。
4. 経済産業省(2004-a)、日本経済団体連合会(2004)を参照。
5. たとえば、村上(2005)、新保(2006)。
6. いわゆる「過剰反応」の実態については、たとえば、国民生活センター(2005)を参照。

▶ 2 情報とは？

個人情報情報は情報である。この当然の事実を確認する必要があるのは、個人情報性の解釈を巡る従来の議論の混迷は、後述するように、情報の性質に対する誤解によるところが少なくないと思われるからである。

「情報とは何か」という問いについては様々な学問が様々な回答を与えているが⁷⁾、ここでは差し当たり、「情報とは何らかの判断の資料となるものである」としておこう。この定義は最大公約数的なものでしかないが、それでもここから情報が持つべき性質のいくつかを導くことができる。

身近な例から検討を始めよう。「水」は情報であろうか。「水」は物を指す単なる名称であり、そこからは何の判断の資料も得られない。したがって、これを情報と呼ぶのは適当ではない。それでは、「冷たい水」あるいは「この水は冷たい」はどうだろうか。ここからは、当該「水」の性質について判断の資料が得られる。たとえば、当該「水」は温いのではなく、冷たいのだから、捻挫の患部を冷やすために適当である、等の判断が可能である。したがって、「冷たい水」や「この水は冷たい」は情報といってよい。

これらの例からわかるのは、情報は「モノ」ではなく、「コト」であり、「SはPである」という主部と述部の関係として表現できるということである。「東京は日本の首都である」、「この車は中古である」、「この本の価格は2,100円である」はいずれも情報である。ここで、 $\langle S+P \rangle$ の関係で表される情報自体との混同を防ぐため、情報を構成するSやPのことを「情報要素」と呼ぶことにしよう。「水」「東京」「車」「本」はいずれも情報要素であって、情報自体ではない。このように情報が「SはPである」という主部と述部の関係として表されることを、「情報の命題性」と呼ぶことにしよう⁸⁾。

情報が $\langle S+P \rangle$ の関係として表されるということは、同じ内容の情報を複数の形式で表現できるということである。たとえば、「東京は日本の首都である」と「日本の首都は東京である」は表現の形式は異なるが、同じ情報を伝えている。「AはBの隣に住んでいる」と「BはAの隣に住んでいる」も同様である。このように情報が、情報要素の位置を入れ替えることで複数の形式で表現することが可能であることを、「情報の組み換え可能性」と呼ぶことにしよう。

▶ 3 個人情報とは？

3-1 識別要素と記述要素

法は、第2条第1項において、個人情報を次のように定義する。

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

脚注

7. たとえば、情報工学では情報を「不確実性を減少させるもの」として定義するのが一般的である。経済学や経営学では情報は「デジタル化し得る一切のもの」であり、非競争性や非排他性を持つものとして説明されることが多い。
8. 論理学の一般的な用語法では、「命題」とは真か偽のどちらか

(真理値)を決定し得る文のことである。この点、後述のように、法における個人情報は、個人に関する事実だけでなく個人に対する評価も含むので、「命題性」という名称は必ずしも適切ではないかもしれないが、他に適当な用語がないため、この名称を用いることにする。

個人情報も情報である以上、情報の性質としての命題性を持つはずである。ここで、「氏名、生年月日その他の」の箇所は単なる例示であるから差し当たり捨象しよう。その上で、情報の命題性を踏まえて上記定義を<S+P>の関係として再構成すると、次のようになる。

「SはPである」という主部と述部の関係として表現した場合に、Sが識別可能な生存する特定の個人となるもの（他の情報と容易に照合することでSが識別可能な生存する特定の個人となるものを含む）

以下、この場合のSを識別要素、Pを記述要素と呼ぶことにしよう。法における個人情報は、識別要素と記述要素の関係として表現できる。

3-2 「Xは個人情報か」

個人情報を識別要素と記述要素の関係として理解した場合にまず明らかになるのは、「Xは個人情報か」という問いは、「Xという情報要素に識別要素性が認められるか」、「Xという情報要素に記述要素性が認められるか」、「X自体を一つの情報として捉えた場合に個人情報性が認められるか」という三つの異なった意味を持ち得るということである。

たとえば、「メールアドレスは個人情報か」という問いは、メールマガジンの購読に際し自分のメールアドレスを登録する場面を想定して、「yamada@abc.ne.jpというメールアドレスの保有者はMというメールマガジンを購読している」という情報の個人情報性を問題にするなら、そこで問題になっているのはメールアドレスという情報要素の識別要素性であるし、メールアドレスの記載された名刺を他人に渡す場面を想定して、「山田太郎のメールアドレスはyamada@abc.ne.jpである」という情報の個人情報性を問題にするなら、そこで問題になっているのはメールアドレスという情報要素の記述要素性である。そして、周辺事情が一切ない状況を想定して、「yamada@abc.ne.jp」という符号それ自体の個人情報性を問題にするなら、そこで問題になっているのはメールアドレス自体を一つの情報として捉えた場合の個人情報性、すなわち、当該メールアドレスをユーザー名部分（@の前）とドメイン名部分（@の後）に分解して「yamadaというユーザー名の保有者は、abc.ne.jpというドメイン名のプロバイダに属している」という<S+P>の形式で表現した場合における、ユーザー名部分の識別要素性とドメイン名部分の記述要素性である。

従来議論は、これら三つの問題を明確に区別してこなかったように思われる。たとえば、経済産業省（2004-b）は、「個人情報に該当する事例」と「個人情報に該当しない事例」として以下のような事例を列挙している⁹⁾が、そこではこれら三つの問題が混在している。

【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

9. 経済産業省（2004-b）2 3頁。

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報 (keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例5) 特定個人を識別できる情報が記述されていない場合、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例6) 雇用管理情報 (会社が従業員を評価した情報を含む。)

事例7) 個人情報取得後に当該情報に付加された個人に関する情報 (取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。)

事例8) 官報、電話帳、職員録等で公にされている情報 (本人の氏名等)

【個人情報に該当しない事例】

事例1) 事業者の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報 (団体情報)

事例2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報 (例えば、abc012345@ispisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)

事例3) 特定の個人を識別することができない統計情報

ここで、「該当する事例」の事例3、事例5、事例7と「該当しない事例」の事例1、事例3は識別要素性の解釈を示したものと考えられる。これに対し、「該当する事例」の事例6、事例8は記述要素性の解釈を示したものである。「該当する事例」の事例2は、おそらく〈氏名+属性〉から成る情報が個人情報に該当すること、すなわち氏名の識別要素性を示そうとしたものと考えられるが、そうすると直前の事例1と例示の趣旨が重複するという問題が生じる。一つの解釈としては、「該当する事例」の事例1は氏名が後述する「単なるリスト」として与えられた場合の個人情報性を示したものと考えることができるが、判然としない。「該当する事例」の事例4と「該当しない事例」の事例2は一对となってメールアドレスについての解釈を示したものであるが、これもメールアドレスという情報要素の識別要素性について述べたものなのか、それともメールアドレス自体を一つの情報として捉えた場合の個人情報性について述べたものなのか、判然としない。このように、経済産業省(2004-b)の個人情報性に関する事例は、識別要素性、記述要素性、全体としての個人情報性の三つの問題を明確に区別していないため、各事例の趣旨が不明確となっている。

3-3 個人情報と他の概念との関係

個人情報を識別要素と記述要素の関係として理解することは、個人情報と他の概念との関係を整理する上でも有用である。たとえば、法人情報と個人情報の関係について、両者は排他的な関係であり、法人情報であれば個人情報ではないのだと誤解されることがある。法の施行前後に出版された一般向け解説書の多くが両者の関係をツリー図を用いて説明していることも、こうした誤解を助長しているようである。しかしながら、たとえば、「X社にはAという社員がいる」というX社に関する法人情報は「AはX社の社員である」という社員Aに関する個人情報に組み替え可能であり、「BはX社の顧客である」

という顧客Bに関する個人情報は「X社にはBという顧客がいる」というX社に関する法人情報に組み替え可能であることからすれば、法人情報と個人情報が部分的に重なり合う関係にあることは明らかである。したがって、法人情報と個人情報の関係は正しくはベン図によって表されるべきものである。

また、法における個人情報が「生存する個人に関するもの」に限定されていることから、死者に関する情報と個人情報の関係についても同様の誤解がなされることがある。しかしながら、たとえば、「昨年他界したAはBに1,000万円の財産を残した」という死者Aに関する情報が「Bは昨年他界したAから1,000万円の財産を相続した」という生存する個人Bに関する個人情報に組み替え可能である。したがって、死者に関する情報と個人情報が部分的に重なり合う関係にあることもまた明らかである。

▶ 4 識別要素性

4-1 検討の視点

識別要素性の判断方法としては、全く異なる二つのアプローチがあり得る。

ひとつは、個人の多様な属性のうちいずれかを「本質的属性」として選び出し、ある情報要素から当該「本質的属性」へ到達できるか否かを識別要素性の基準とするアプローチである。たとえば、身体的位置を個人の「本質的属性」とみなし、個人の身体へ到達できるか否かを識別要素性の基準とすることが考えられる。行方不明中の家族や逃亡中の被疑者を探する場合に問題となるのはこのような意味での識別要素性である。また、意思を個人の「本質的属性」とみなし、個人の意思へ到達できるか否かを識別要素性の基準とすることも考えられる。住所、電話番号、メールアドレス等のいわゆる「連絡先」に認められるのはこのような意味での識別要素性である。あるいは、氏名を個人の「本質的属性」とみなし、個人の氏名へ到達できるか否かを識別要素性の基準とすることも考えられる。後述のように、我が国における従来の有力な見解はこのような基準を識別要素性を判断する際の中核としてきた。以上のような識別要素性の判断方法を「到達可能性アプローチ」と呼ぶことができる。

これに対し、もうひとつのアプローチとして、個人と情報要素との論理的な対応関係を識別要素性の基準とすることが考えられる。たとえば、個人と情報要素との1対n対応性を基準とし、当該情報要素を持つ個人が一人だけであるか否かを識別要素性の基準とすることが考えられる。また、個人と情報要素とのn対1対応性を基準とし、ある個人が持つ当該情報要素が一つだけであるか否かを識別要素性の基準とすることも考えられる。あるいは、個人と1対nかつn対1に対応すること、すなわち個人と情報要素との1対1対応性を基準とすることも考えられる。以上のような識別要素性の判断方法を「対応性アプローチ」と呼ぶことができる。

4-2 従来の有力な見解

識別要素性に関する我が国における従来の有力な見解は、個人の氏名が識別要素性のポイントであり、氏名を含む情報及び氏名を含む情報と容易照合可能性の認められる情報に個人情報性が認められるというものである。このような見解は、法案の審議過程で、カーナビゲーションシステムに含まれる情報の個人情報性を否定する文脈で初めて示された¹⁰⁾。その後、カーナビゲーションシステムに対する法の適用関係については、法施行令第2条により立法的に決着が図られたが、「氏名が識別要素性のポイント」との見解は経済産業省(2004-b)において基本的に継承され、経済産業省(2004-b)ではメールアドレス

レスの個人情報性についてもこの立場から解釈が示されている¹⁰⁾。法の施行前後に出版された一般向け解説書の多くが経済産業省(2004-b)の記述を参考としていることもあり、「氏名が識別要素性のポイント」との理解は広く浸透しているように思われる。

4-3 批判的検討

氏名への到達可能性を基準とする見解には以下に述べるような問題があり、識別要素性の判断基準としては改善の余地があると考えられる。

第一に、同見解は法第2条第1項の解釈として不自然である。「氏名...その他の記述等」という同項の規定から明らかなように、氏名は同項において「記述等」の例示として掲げられているにすぎず、同見解が前提とするような特殊な地位を氏名に対して付与する理由は存在しない。また、同見解を徹底した場合には、同項本文により識別要素性が認められるのは氏名のみであり、それ以外の全ての情報要素の識別要素性は同項カッコ書きの容易照合可能性の有無により判断されることになるが、このような解釈は同項の文言に照らして歪である。

第二に、同見解は基準としての安定性を欠く。たとえば、同見解によれば、固定電話番号の一般的な識別要素性は固定電話番号から氏名へ到達できるかどうかの問題となり、これは個人向け電話番号帳のカバー率や逆引き電話番号ソフトの入手の容易性等の細かな事実関係と、そうした事実関係をどのように評価するか依存することになる。同様に、住所の一般的な識別要素性についても、住宅地図情報のカバー率や住宅地図情報を利用した検索サービスの利用のし易さ等の事実関係とその評価に依存することになる。法全体の適用の有無を決する前提問題である個人情報性が、このような不安定な基準により判断されることは適切ではない。

第三に、同見解は帰結の妥当性という点でも問題がある。たとえば、同見解によれば、「独居老人の住所リスト」や「二十歳台独身女性の携帯電話番号リスト」が、氏名が含まれていないというだけの理由で個人情報ではないとされる可能性があるが、こうした情報が転々流通する事態に対して法の規律が一切及ばないとするのは、社会通念に適合しない。また、今後、生体認証技術の普及に伴い、指紋や声紋、虹彩等がデータベースに記録される事態が増加すると予想されるが、このようなデータベースが、氏名との容易照合可能性を欠くというだけの理由で法の規律の埒外に置かれるとすれば、個人とその属性や行動履歴との紐付けにより生じ得る権利利益の危殆化を防ぐという法の趣旨が没却されかねない。

4-4 1対n対応性

前節で述べた氏名への到達可能性を基準とする見解の問題のうち、最初の二点は到達可能性アプローチ自体に内在する問題である。最後の点についても、氏名以外の情報要素を「本質的属性」として設定したとしても回避できる問題ではない。識別要素性の判断は、対応性アプローチを基本とすることが適当である。

脚注

10. 「今、電話番号で場所を検索するというような機能ぐらいのカーナビはざらにあるんですが、こういったものは、個人の氏名が入っているということは普通はないと考えられる。そういうものは、これはそもそもの個人情報を体系的に整理したデータベースではないということで、それはもとから外れます」(第156回国会衆議院個人情報の保護に関する特別委員会議事録8号24頁・藤井参考人答弁)

「やはり私どもは、個人を特定するための一番のポイントになる情報は氏名だと思っております。したがって、氏名がそういうほかの属性情報と直接結びつくようなシステムになっているかどうかというのは、これは大きな決め手だと思っております。」(同上)

11. 経済産業省(2004-b)2 3頁。

前述のように、対応性アプローチの基準としては、1対n対応性、n対1対応性、そして両者の論理積である1対1対応性の三通りが考えられるが、このうち個人とその属性や行動履歴との紐付けにより生じる権利利益の危殆化を防ぐという法の趣旨に照らして重要なのは1対n対応性である。なぜなら、当該情報要素を持つ個人が一人である限り、ある個人が複数の当該情報要素を持っていたとしても、当該情報要素に着目して個人とその属性や行動履歴とを紐付けることは可能だからである。したがって、識別要素性の条件としての対応性の判断基準は、個人と情報要素との1対n対応性を基本とすることが適当である。

もっとも、氏名には同姓同名があり、住所や固定電話番号も同居者で共有していることが通常である。したがって、これらの情報要素についても個人と情報要素が厳密に1対nに対応するとはいえないが、だからと言ってこれらの情報要素を含む情報について個人情報性を否定するのは社会通念に照らし狭きに失する。そこで、社会通念に照らして個人とその属性や行動履歴との紐付けを可能とすると程度に個人と情報要素が1対nに対応していれば足りると考えるべきである。

また、たとえば、固定電話番号については、ある個人が固定電話番号を一切保有しない場合（固定電話を所有しない個人等）や、ある固定電話番号がどの個人にも帰属しない場合（法人の代表電話番号等）も存在するが、こうした「条件付き」の対応関係であっても、社会通念に照らして個人とその属性や行動履歴との紐付けを可能とすると程度に個人と当該情報要素が一般的に1対nに対応していれば、1対n対応性が認められると考えられる⁽¹²⁾。

なお、1対n対応性の判断に際しては、ある瞬間における対応関係だけでなく、時間的な固定性も考慮する必要がある。すなわち、ある瞬間において個人と情報要素が1対nに対応していても、当該情報要素が短時間で多数の個人と結び付き得るような場合には、1対n対応性は認められない。この点についても、結局は社会通念に照らして個人とその属性や行動履歴との紐付けを可能とする程度の時間的固定性が認められるか否かを基準とすることが適当である。

4-5 直接取得可能性

前節では個人と情報要素との1対n対応性が識別要素性の条件であることを述べたが、これは、1対n対応性が認められさえすれば常に識別要素性が認められるという趣旨ではない。たとえば、ある病院がその患者に対し独自にIDを割り振り、当該IDと患者の診療履歴とを結び付けたとしよう。そして、その後当該病院は当該IDと患者の基本的属性（氏名、生年月日、住所、電話番号等）との照合表を破棄したとしよう。この場合、〈患者ID＋診療履歴〉から成る情報は、「匿名化」された情報であるとして、法における個人情報には該当しないという理解が一般的である⁽¹³⁾。

このような場合も、個人と各IDとの1対n対応性は認められる。しかしながら、こうした場合には、基本的属性とIDとの照合が不可能である以上、個人の権利利益が危殆化するとは想定し難い。実際、このような「匿名化」されたとする情報は現に調査研究やマーケティング等の目的で広く活用されているものであり、その利用や流通を一律に法の厳格な規律に服せしめるのは行き過ぎと思われる。

しかし他方で、基本的属性との照合可能性がなければ一律に「匿名化」されたもの

脚注

12. 「条件付き」の対応関係をcと表すと、1対nの対応関係には、1対n, 1c対n, 1対nc, 1c対ncの四種類があることになるが、

これら全てが本稿における1対n対応性を充たすと考えられる。
13. たとえば、経済産業省（2004-c）4頁。

するのも妥当でない。基本的属性と照合可能性のないIDであっても、それが複数の事業者の間で共同利用され、事実上の共通ID化した場合には、当該IDと個人の属性や行動履歴全般が紐付けられ、個人の権利利益の危殆化が生じる可能性がある。また、基本的属性と照合可能性がなければ「匿名化」されたものとする、<銀行口座番号+取引履歴>から成る情報や、<クレジットカード番号+利用履歴>から成る情報のように、社会通念に照らして当然に保護が必要であると考えられる情報まで法の規律の埒外となる可能性がある。

そこで、「匿名化」の意義が問題となるが、この点については、事業者が個人から当該IDを直接取得することが通常の事態かどうかを基準とすべきと考えられる。すなわち、当該IDが、個人の身体、記憶、所持品のいずれかに記録されており、かつ、事業者が当該IDを個人から直接取得することが通常の事態であると認められる場合には、当該IDには識別要素性が認められる。これに対し、当該IDが個人の身体、記憶、所持品のいずれにも記録されず、当該IDを付与した事業者が専ら内部でのデータベース管理の目的で保有する場合や、当該IDが個人の身体、記憶、所持品のいずれかに記録されていても、事業者が当該IDを個人から直接取得することが通常の事態であるとは認められない場合には、当該IDには識別要素性が認められないと考えられる。情報要素が識別要素に該当するためには、1対n対応性に加えて、このような意味での直接取得可能性が必要である。

4-6 直接取得可能性判断の相対性と基準者

1対n対応性の判断は絶対的である。すなわち、個人とある情報要素が1対nに対応するか否かは、個人と当該情報要素との論理的な対応関係の問題であって、事業者Aにとっては対応するが事業者Bにとっては対応しない、ということはある得ない。これに対し、直接取得可能性の判断は相対的である。すなわち、ある情報要素を個人から直接取得することが、事業者Aにとっては通常の事態だが、事業者Bにとっては通常の事態ではない、ということがあり得る。

直接取得可能性の判断が相対的である結果、誰を基準に直接取得可能性の有無を判断すべきかが問題となる。この点については、いかなる義務規定の適用を問題とするかによって場合を分けて考える必要がある。

第一に、情報の取得や利用に関する義務規定（法第15条、第16条、第17条、第18条）については、当該情報の取得者や利用者を基準として直接取得可能性の有無を判断すべきである。これらの規定の目的が、情報取得を適正化し、情報利用を透明化することにある以上、取得者や利用者にとっての直接取得可能性を問題とすべきだからである。

第二に、情報の第三者への提供に関する義務規定（法第23条）については、当該情報の被提供者を基準として直接取得可能性の有無を判断すべきである。すなわち、被提供者にとって当該情報を構成する情報要素に直接取得可能性がない場合には、当該情報の提供は法における個人データの第三者提供には該当しないと考えるべきである。なぜなら、このような場合には個人とその属性や行動履歴が新たに紐付けられることはなく、したがって個人の権利利益が危殆化することもないからである。

第三に、情報の管理に関する義務規定（法第20条、第21条、第22条）については、二つの考え方があり得る。ひとつは、管理者以外のあらゆる事業者を基準とする考え方である。この場合、管理者の過失によってデータが漏洩した場合には、管理者以外の事業者のうち誰か一人にとって当該データを構成する情報要素に1対n対応性と直接取得可能性が認められれば、当該データの漏洩は法における個人データの漏洩に該当することになる。もうひとつは、事業者一般を基準とする考え方である。この場合、管理者の過失

によってデータが漏洩した場合でも、事業者一般にとって当該データを構成する情報要素に1対n対応性と直接取得可能性が認められない限り、当該データの漏洩は法における個人データの漏洩には該当しないことになる。

データが漏洩した場合には、当該データは管理者以外のあらゆる事業者にとって入手可能となったものと考えれば、前者の考え方にも理由がある。しかしながら、法がデータの漏洩自体を禁止するのではなく漏洩等を防止するための管理義務という形で規定を置いていることからすれば、後者の事業者一般を基準とする考え方が妥当と考えられる。

4-7 情報要素の分類

1対n対応性の有無及び直接取得可能性の有無を基準とし、かつ直接取得可能性の判断が相対性であることを踏まえると、情報要素は以下の五種類に分類される。

第一に、1対n対応性の認められない情報要素がある。たとえば、個人の性別や血液型、出身地や職業がこれに該当する。このような情報要素に関連付けられる情報は、統計化された情報である。

第二に、1対n対応性は認められるが、直接取得可能性の一切認められない情報要素がある。たとえば、事業者が顧客に割り振るIDであって、個人の身体、記憶、所持品のいずれにも記録されず、当該事業者が専ら内部でのデータベース管理の目的で保有するものがこれに該当する。このような情報要素によって紐付けられる情報は、匿名化された情報である。

第三に、1対n対応性が認められ、かつ特定かつ単一の事業者にとってのみ直接取得可能性の認められる情報要素がある。たとえば、あるスポーツクラブが、会員に対して、会員IDの記載された会員証を発行したとしよう。この場合、会員が会員証を当該スポーツクラブ以外の者に対して提示することが通常の事態ではないならば、当該会員IDは当該スポーツクラブにとってのみ直接取得可能性の認められる情報要素である。このような情報要素は、特定かつ単一の事業者との関係でのみ相対的な識別要素性の認められる情報要素である。

第四に、1対n対応性が認められ、かつ特定かつ複数の事業者にとって直接取得可能性の認められる情報要素がある。たとえば、あるレンタルビデオ店Aが、会員に対して、会員IDの記載されたポイントカードを発行したとしよう。そして、当該ポイントカードが、Aだけでなく、コンビニエンスストアBやガソリンスタンドCでも利用可能なものであるとしよう。この場合、Aの会員は、BやCに対しても当該会員証を提示することが通常の事態であると考えられるから、当該会員IDはAだけでなくBやCに対しても直接取得可能性の認められる情報要素である。同様の理由から、電子マネーに含まれる個人IDは、当該電子マネーを使って商品等を購入できる加盟店全てにとって、直接取得可能性の認められる情報要素である¹⁴⁾。このような情報要素は、特定かつ複数の事業者との関係で相対的な識別要素性の認められる情報要素である。

第五に、1対n対応性が認められ、かつ事業者一般にとって直接取得可能性の認められる情報要素がある。氏名のほか、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先がこれに該当する。また、役職、肩書き等も、個人が対外的に表明するものであるから、事業者

脚注

14. 我が国における代表的な電子マネーとしては、「Edy」と「Suica」がある。Edyを提供するビットワレット株式会社のウェブサイト<<http://www.edy.jp/index.html>>によれば、Edyの加盟店数は2006年7月時点で約33,000店であり、Suicaを提

供するJR東日本旅客鉄道株式会社のウェブサイト<<http://www.jreast.co.jp/suica/>>によれば、Suicaの加盟店数は2006年6月時点で約6,500店である。

一般にとって直接取得可能であるといつてよい。更に、クレジットカード番号や銀行口座番号も、事業者一般にとって個人から直接取得することが通常の事態であるといえるから、これに該当する¹⁵⁾。このような情報要素は、一般的な識別要素性の認められる情報要素である。

なお、以上において、ある情報要素が事業者一般にとって直接取得可能であることは、当該情報要素が特定の事業者にとって直接取得可能であることを当然に含意する。たとえば、事業者Aがたまたまメールアドレスを個人から直接取得していなくとも、事業者一般にとってメールアドレスを個人から直接取得することが通常の事態である以上、メールアドレスは事業者Aにとっても直接取得可能な情報要素である。ここで問題としているのは、事業者がある情報要素を現実個人から直接取得しているかどうかではなく、個人から直接取得することが通常の事態かどうかだからである。

4-8 相対的識別要素と義務規定の適用関係

前節における情報要素の分類のうち、第3及び第4の類型に属する情報要素については、ある事業者にとっては直接取得可能性が認められるが、別の事業者にとっては直接取得可能性が認められない、ということがあり得る。こうした情報要素のことを相対的識別要素と呼ぶことができる（これに対し、第5の類型に属する情報要素のことを一般的識別要素と呼ぶことができる）。ところで、前述のように、直接取得可能性の判断基準者は、いかなる義務規定の適用を問題とするかによって異なってくる。その結果、相対的識別要素については、義務規定のうちあるものは適用されるが、別のものは適用されない、という事態が生じる。

たとえば、電子マネーの利用可能なサービスを提供するコンビニエンスストアAが「電子マネーに含まれる個人ID+商品等の購入履歴」をデータベース化しているとしよう。そして、当該電子マネーは、Aだけでなく、ファーストフード店Bにおいても利用できるが、書店Cにおいては利用できないとしよう。この場合、当該電子マネーに含まれる個人IDは、Aにとって識別要素性の認められる情報要素であるから、Aは、「電子マネーに含まれる個人ID+商品等の購入履歴」から成る情報を適正に取得し（法第17条、第18条）、かつ、当該情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用する義務を負う（法第15条、第16条）。また、当該個人IDは、Bにとって識別要素性の認められる情報要素であるから、AがBに対して当該情報を提供することは、個人データの第三者提供（法第23条）に該当する。しかし、当該個人IDはCにとっては識別要素性の認められない情報要素であるから、AがCに対して当該情報を提供することは、個人データの第三者提供には該当しない。更に、当該個人IDは事業者一般にとって識別要素性の認められる情報要素ではないから、AやAの委託先から当該情報が漏洩したとしても、Aが安全管理措置義務（法第20条、第21条、第22条）違反に問われることはない。ただし、Bが、それがAから漏洩したものであることを知りつつ当該情報を取得した場合には、Bは個人情報の不正取得（法第17条）に問われる可能性がある。

4-9 統計化、匿名化、仮名化

統計化された情報や匿名化された情報は法における個人情報には該当しない。このこ

脚注

15. 日本クレジット産業協会（2005）によれば、我が国におけるクレジットカードの加盟店数は2003年度で2,398万店である。また、日本デビットカード推進協議会のウェブサイト<

<http://www.debitcard.gr.jp/>>によれば、我が国におけるデビットカードの加盟店数は2005年度末時点で約25万店である。

とは従来から一般に当然のことと認識されてきたが¹⁶⁾、そこで言う「統計化」や「匿名化」が具体的に何を意味するかについては、これまで必ずしも明確なコンセンサスが存在しなかったように思われる。本稿の立場からは、これらの用語に簡潔な定義を与えることができる。すなわち、統計化とは、個人情報を構成する識別要素の1対n対応性を取り除くことであり、匿名化とは、識別要素の1対n対応性を維持しつつ、その直接取得可能性を取り除くことである。

また、個人情報に対する処理の一形態を指すものとして、「仮名化」という用語が使われることがあるが、「仮名化」と「匿名化」とで何が違うのかについても、これまで必ずしも明確なコンセンサスが存在しなかったように思われる。本稿の立場からは、仮名化とは、一般的識別要素を相対的識別要素に置換することと定義できる。たとえば、〈氏名+商品等の購入履歴〉から成る情報を、〈会員ID+商品等の購入履歴〉から成る情報に置換することは、当該会員IDに相対的な直接取得可能性が認められる限り、匿名化ではなく、仮名化である。匿名化された情報は、識別要素性を欠き、後述する容易照合可能性が認められる場合を除いて、個人情報には該当しない。これに対し、仮名化された情報は、特定の事業者との関係では依然として個人情報である。

4-10 容易照合可能性

氏名への到達可能性を識別要素性の基準とする見解からは、氏名以外の情報要素の識別要素性は法第2条第1項カッコ書きの容易照合可能性の有無により判断されることになり、容易照合可能性こそが識別要素性判断の中核となる。これに対し、1対n対応性と直接取得可能性を識別要素性の基準とする本稿の立場からは、容易照合可能性はどのように位置付けられるのであろうか。

たとえば、ある事業者が〈顧客の基本的属性+購買履歴〉から成る個人情報を保有していたとしよう。この際、仮に法第2条第1項カッコ書きの規定がないとすると、当該事業者は、基本的属性と購買履歴との間に直接取得可能性のない適当なIDを介在させ、〈顧客の基本的属性+購買履歴〉から成る個人情報を〈顧客の基本的属性+直接取得可能性のないID〉と〈直接取得可能性のないID+購買履歴〉の二つの情報に分割し、後者の情報を「匿名化」することで、後者の情報について法の適用を潜脱することが可能となる。本稿の立場からは、容易照合可能性による識別要素性の拡張は、このような潜脱を禁止するための規定と理解されることになる。

このように容易照合可能性は、本稿の立場からは直接取得可能性を拡張するものとして位置付けられる。その結果、容易照合可能性の判断は、直接取得可能性の場合と同様に相対的なものとなり、容易照合可能性判断の基準者も、直接取得可能性の場合と同様に整理されることになる¹⁷⁾。したがって、たとえば、〈顧客の基本的属性+直接取得可能性のないID〉と〈直接取得可能性のないID+購買履歴〉の二つの情報を保有する事業者は、後者の情報を目的外に利用することはできないが、後者の情報を前者の情報を有しない第三者に対して提供することは可能となる。

なお、容易照合可能性の判断における「他の情報」の範囲については、事業者自身が現に保有している情報に限るとする見解¹⁸⁾と、無償で公開されている情報や有償で市販されている情報等、容易に入手可能な情報を広く含むとする見解の二つがあり得るが、

脚注

16. たとえば、経済産業省(2004-b)3頁、経済産業省(2004-c)4頁。

17. 容易照合可能性の判断が誰を基準に判断するか依存した相対

的なものであることについては、既に指摘がある。たとえば、岡村(2004)67頁、鈴木(2004)98-99頁。

18. たとえば、鈴木(2004)95頁。

法第2条第1項カッコ書きが「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とのみ規定し、「他の情報」の範囲について何ら限定していないことからすれば、後者の見解が妥当と思われる¹⁹⁾。

4-11 具体的検討

氏名への到達可能性を基準とする従来の有力な見解と、1対n対応性及び直接取得可能性を基準とする本稿の立場とでは、個々の情報要素の識別要素性の判断についてどのような相違が生じるであろうか。

(1) 氏名

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、氏名こそが到達可能性判断の基準となる「本質的属性」であるから、氏名に一般的な識別要素性が認められるのは当然である。

本稿の立場からは、氏名には同姓同名も存在するものの、平均すれば個人の紐付けを可能とする程度に1対nに対応していると認められるから、氏名には1対n対応性が認められる。また、事業者が氏名を個人から直接取得することは通常の事態であるから、氏名には直接取得可能性も認められる。したがって、本稿の立場からも氏名には一般的な識別要素性が認められる。

(2) 通称、芸名、ペンネーム等

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、通称、芸名、ペンネーム等の識別要素性は、これらの情報要素を本名に準じた「本質的属性」と考えるか、そうでないかと考えるかによって、判断が異なる。通称、芸名、ペンネーム等も本名に準じた「本質的属性」であると考えれば、これらの情報要素には当然に識別要素性が認められる。他方、通称、芸名、ペンネーム等は「本質的属性」ではないと考えれば、これらの情報要素の識別要素性は本名への到達可能性の有無により判断される。その結果、たとえば、本名の公開されている芸能人の芸名については一般的な識別要素性が認められるが、インターネット上で用いられる仮名（ハンドルネーム）については、一般的な識別要素性は認められず、独自に本名と当該仮名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。

本稿の立場からは、通称、芸名、ペンネーム等であっても、本名と同様の1対n対応性及び直接取得可能性が認められる場合には、一般的な識別要素性が認められる。これに対し、名前だけで名字を伴わないニックネームや、多数の人間によって共用されることを想定したハンドルネーム等については、1対n対応性を欠き、識別要素性は認められない。

(3) 役職、肩書き等

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、役職、肩書き等の識別要素性は、当該役職、肩書き等から個人の氏名を推知できるか否かにより判断される。たとえば、「現在の東京都知事」については、これから現在の東京都知事の氏名（石原慎太郎）に到達することは容易なので、識別要素性が認められる²⁰⁾。これに対し、「株式会社××事業部 課長」については、一般的な識別要素性は認められず、当該課長の氏名を了解している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。

本稿の立場からは、役職、肩書き等は個人が対外的に表明するものであるから、一般

脚注

19. 国土交通省（2005）は、物件情報の個人情報性について、「物件情報に住居表示、地番等が含まれている場合は…不動産登記簿や住宅地図等により、売主や貸主を識別することができる」ため、個人情報に該当するとしている。これは、法第2条第1

項カッコ書きの「他の情報」の範囲が、登記簿情報等の公開情報を含むことを前提としたものである。

20. 岡村（2004）63頁。

的な直接取得可能性が認められる。したがって、識別要素性の有無は、個人と当該役職、肩書き等が個人の紐付けを可能とする程度に1対nに対応しているかどうかによって決まることになる。その結果、たとえば、「現在の東京都知事」だけでなく、「株式会社××事業部 課長」についても、一般的な識別要素性が認められる。これに対し、「株式会社××事業部勤務」については、1対n対応性を欠き、識別要素性は認められない。

(4) 固定電話番号及び住所

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、固定電話番号の一般的な識別要素性は、個人向け電話番号帳のカバー率や逆引き電話番号ソフトの入手の容易性等の事実関係とその評価に依存する。同様に、住所の一般的な識別要素性も、住宅地図情報のカバー率や住宅地図情報を利用した検索サービスの利用のし易さ等の事実関係とその評価に依存する。これらの事実関係を検討した結果、固定電話番号や住所から個人の氏名に到達することが一般に可能であると評価されれば、固定電話番号や住所には一般的な識別要素性が認められる。そうでない場合には、固定電話番号や住所は、独自に氏名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。

本稿の立場からは、固定電話番号や住所は、同居者で共有している場合も多いものの、平均すれば個人の紐付けを可能とする程度に1対nに対応していると認められるから、1対n対応性が認められる。また、事業者が固定電話番号や住所を個人から直接取得することは通常の事態であるから、直接取得可能性も認められる。したがって、固定電話番号や住所には一般的な識別要素性が認められる。

(5) 携帯電話番号

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、携帯電話番号から個人の氏名に到達することは一般には困難であるから、携帯電話番号には一般的な識別要素性は認められず、独自に氏名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。

本稿の立場からは、携帯電話番号には一般的な識別要素性が認められる。

(6) メールアドレス

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、メールアドレスの識別要素性は次のように整理されることになる。

「個人情報保護法における個人情報とは、その情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるものというふうに定義されております。また、他の情報と容易に照合できまして、それにより特定の個人を識別できる場合も含まれます。したがって、御質問のありました電子メールアドレスにつきましては、一つは、電子メールアドレス自体に氏名、所属等を用いているような場合は個人情報に該当いたしますし、二つ目といたしまして、電子メールアドレスに対応する利用者の氏名等の情報を保有しているというような場合には個人情報に該当するというふうになっております。これらの二つ以外の場合は個人情報には該当しないというふうに整理をしておるところでございます。」

(第162回国会参議院総務委員会議事録14号8頁・中村参考人答弁)

本稿の立場からは、メールアドレスには一般的な識別要素性が認められる。

(7) IPアドレス

IPアドレスとは、インターネットやイントラネット等のIPネットワークに接続された情報通信機器1台1台に割り当てられた識別番号のことである。IPアドレスには、組織内のネットワークに接続された機器に一意に割り当てられたもの(プライベートアドレス)とインターネットに接続された機器に一意に割り当てられたもの(グローバルアド

レス)とがある。グローバルアドレスには、常に同じIPアドレスが割り当てられる場合(固定IPアドレス)と、インターネットに接続する毎に異なったIPアドレスが割り当てられる場合(変動IPアドレス)とがある。

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、IPアドレスから氏名に到達することは一般には困難であるから、IPアドレスには一般的な識別要素性は認められず、独自に氏名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる⁽²¹⁾。

本稿の立場からは、IPアドレスの1対n対応性及び直接取得可能性の有無が問題となる。この点、プライベートアドレスについては、電話における内線番号に相当するものであるから、1対n対応性を欠き、識別要素性は認められない。他方、グローバルアドレスについては、固定IPアドレスの場合と変動IPアドレスの場合で事情が異なる。固定IPアドレスについては、電話における電話番号に相当するものであるから、一般的な識別要素性が認められる。これに対し、変動IPアドレスについては、インターネットに接続する毎に異なったIPアドレスが割り当てられる結果、短期間で同一のIPアドレスを多数の個人が共用することになるので、1対n対応性を欠き、識別要素性は認められない。

(8) 顔写真, 防犯カメラの映像等

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、顔写真や防犯カメラの映像等から氏名に到達することは一般には困難であるから、顔写真や防犯カメラの映像等には一般的な識別要素性は認められず、独自に氏名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまるはずである⁽²²⁾。

本稿の立場からは、顔写真や防犯カメラの映像等には一般的な識別要素性が認められる。

(9) 指紋, 声紋, 虹彩等⁽²³⁾

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、指紋, 声紋, 虹彩等から保有者の氏名に到達することは一般には困難であるから、指紋, 声紋, 虹彩等には一般的な識別要素性は認められず、独自に氏名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる⁽²⁴⁾。

本稿の立場からは、指紋, 声紋, 虹彩等には当然に1対n対応性が認められることから、直接取得可能性の有無が問題となる。この点については、現段階では、事業者一般にとって、これらの情報要素を個人から直接取得することが通常の事態であるとまではいえないと考えられる⁽²⁵⁾。したがって、指紋, 声紋, 虹彩等は、現時点では、これらの情報要

脚注

21. たとえば、個人情報保護法制研究会(2005)50頁。

22. 経済産業省(2004-b)は、「個人情報に該当する事例」の「事例3」として「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」を掲げている。ここで、「本人が判別できる」とは、「氏名が判別できる」ことを意味するのか、それとも氏名が判別できない場合をも含むのか明確でないが、仮に後者だとすれば、なぜ防犯カメラの映像だけが他と異なった扱いを受けるのかという疑問が生じる。なお、村上(2005)は、「通常、顔画像は特別な技術や装置を有しなくても特定の個人の識別を可能とするものであるため、原則として個人情報に該当することになるものと解される」とする。

23. ここではいわゆるテンプレートデータではなく、オリジナルデータ(生データ)を想定している。

24. この点について、新保(2006)63頁は、「顔のように、それ自体で特定個人を識別できる場合を除き、その他の身体的特徴は体の部位の一部にすぎないことから、それ自体では特定の個人を識別することはできないため個人情報とはならない。ただ

し、身体的特徴が他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することがあり得る」とする。他方、村上(2005)82頁は、「通常、指紋, 虹彩, 静脈などの生データがあっても、それだけでは特定の個人とは結びつかないであろう」としつつも、「これらについては、当該データに対応するバイオメトリクス認証装置を有しているか、他の情報と容易に照合することによって特定の個人のものとして識別できる者にとって、はじめて個人情報になるものと解される」とする。新保(2006)は、「(顔以外の)身体的特徴の識別可能性を専ら他の情報との容易照合可能性に帰着させている点において、経済産業省(2004-b)の立場に近い。これに対し、村上(2005)は、容易照合可能性が認められない場合であっても、「当該データに対応するバイオメトリクス認証装置を有している」場合には、識別可能性の認められる余地があるとしている点に特徴がある。

25. この点について、中田(2006)における見解を改めた。

素を個人認証に利用している事業者との関係において、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。ただし、これらの情報要素を個人認証のために利用する場面は近年急速に拡大していることから²⁶⁾、将来的には、これらの情報要素について一般的な識別要素性が認められることも十分にあり得るものと考えられる。

(10) クレジットカード番号及び銀行口座番号

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、クレジットカード番号や銀行口座番号から氏名に到達することは一般には困難であるから、クレジットカード番号や銀行口座番号には一般的な識別要素性は認められず、独自に氏名との照合表を保有している当者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。

本稿の立場からは、クレジットカード番号や銀行口座番号には一般的な識別要素性が認められる。

(11) 個人ID

個人IDとは、顧客番号、会員番号、試験番号、その他名称の如何を問わず、事業者が個人に対して割り振るID一般のことである。

氏名への到達可能性を基準とする見解によれば、個人IDから氏名に到達することは一般には困難であるから、個人IDには一般的な識別要素性は認められず、独自に氏名との照合表を保有している者との関係においてのみ、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。

本稿の立場からは、個人IDには当然に1対n対応性が認められることから、直接取得可能性の有無が問題となる。この点については、直接取得可能性が一切認められないもの、特定かつ単一の事業者にとってのみ直接取得可能性が認められるもの、特定かつ複数の事業者にとって直接取得可能性が認められるもの、事業者一般にとって直接取得可能性が認められるもの、の四種類の個人IDを区別する必要がある。については、匿名化されており、識別要素性は認められない。及びについては、仮名化されており当該個人IDを個人から直接取得することが通常の事態であるような事業者との関係で、相対的な識別要素性が認められるにとどまる。については、一般的な識別要素性が認められる。

▶ 5 記述要素性

5-1 個人関連性

法第2条第1項は、「生存する個人に関する情報であって、…特定の個人を識別することができるもの」と規定するのみで、記述要素について何の限定も付していない。したがって、基本的にあらゆる情報要素が記述要素に該当する。すなわち、人種等のセンシティブな属性だけではなく職歴等のセンシティブではない属性も、固定的な属性だけではなく一時的な行動履歴も、非公知の事実だけではなく公知の事実も、個人に関する事実だけではなく個人に対する評価も、いずれも記述要素性を充たすものと考えられる。

もっとも、記述要素は「個人に関する」ものでなければならない。すなわち、記述要素は、識別要素に対応する実体としての個人に関するものでなければならず、記号としての識別要素に関するものであってはならない。したがって、たとえば、「山田太郎は四文字である」という情報は、記述要素性を欠き、個人情報とはいえない。この場合に四文字な

脚注

26. バイオメトリクス・セキュリティ・コンソーシアム(2005)によれば、バイオメトリクス関連機器の市場規模は2004年時点で約

100億円であり、2010年にはその4倍に達すると予想されている。

のは「山田太郎」という記号であって、山田太郎という人物ではないからである。同様に、道端で「鈴木次郎」とだけ書かれた紙片を拾った場合に取得する、「鈴木一郎と紙に書かれている」という情報も個人情報とはいえない。この場合に紙に書かれているのは「鈴木次郎」という記号であって、鈴木次郎という人物ではないからである。結局のところ、記述要素性の基準は、このような意味での個人関連性であるといえることができる。

5-2 「単なるリスト」の個人情報性

記述要素性に関して問題となるのが、単なるリストの個人情報性である。ここで「単なるリスト」とは、たとえば、「山田太郎、鈴木次郎、佐藤三郎…」のように、同種の情報要素がただ列挙されているもののことである。

このようなリストであっても、当該リストに「学会参加者一覧」のようなタイトルが付いていれば、当該リストの各項目は「山田太郎は学会に参加した」といった識別要素と記述要素の関係として表現できるので、個人情報に該当する。

では、タイトル等の周辺事情が一切与えられていない場合はどうか。このような場合に取得できる情報があるとすれば、それは、「山田太郎という名前はリストに含まれている」「鈴木次郎という名前もリストに含まれている」といった<S+P>の関係である。しかしながら、この場合に「リストに含まれている」のは「山田太郎」や「鈴木次郎」という記号であって、人物としての山田太郎や鈴木次郎ではない。したがって、こうした「単なるリスト」は記述要素性の要件としての個人関連性を欠き、個人情報には該当しないと考えられる²⁷⁾。

▶ 6 おわりに

本稿では、個人情報性が識別要素性と記述要素性という二つの要件から成り立つこと確認した上で、前者の識別要素性の基準として、従来有力であった氏名への到達可能性に代えて、1対n対応性と直接取得可能性を提案し、後者の記述要素性の基準として、個人関連性を提案した。

参考文献

- バイオメトリクス・セキュリティ・コンソーシアム (2005) 「2005年国内バイオメトリクス市場調査」
< <http://www.bsc-japan.com/shijyo.pdf> >
- 藤原静雄 (2003) 『逐条個人情報保護法』弘文堂
- 経済産業省 (2004-a) 『個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』に関する意見募集の結果について < <http://www.meti.go.jp/feedback/data/i41013bj.html> >
- 経済産業省 (2004-b) 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」
< http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/041012_hontai.pdf >
- 経済産業省 (2004-c) 「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」
< <http://www.meti.go.jp/press/20041217010/041217iden.pdf> >
- 国土交通省 (2005) 「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」
< http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010114_.html >
- 国民生活センター (2005) 「最近の個人情報相談事例にみる動向と問題点 法へのいわゆる「過剰反応」を含めて」
< http://www.kokusen.go.jp/cgi-bin/byteserver.pl/pdf/n-20051107_2.pdf >
- 個人情報保護法研究プロジェクト (2005) 『即答！個人情報保護 弁護士による実践的Q&A』毎日コミュニケー

27. この点について、中田 (2006) における見解を改めた。

シヨンス

- 個人情報保護法制研究会（2005）『個人情報保護法の解説（改訂版）』ぎょうせい
- 三宅弘・小町谷育子（2003）『個人情報保護法 逐条分析と展望』青林書院
- 村上康二郎（2005）「バイオメトリクスに関する法的諸問題」情報ネットワーク・ローレビュー 4 巻 2 号
- 中田響（2006）「個人情報性の判断基準についてのスケッチ」法とコンピュータ24巻75頁
- 日本クレジット産業協会（2005）『日本の消費者信用統計平成17年版』日本クレジット産業協会
- 日本経済団体連合会（2004）『個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』
に対する意見」 <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/062.html>>
- 岡村久道（2004）『個人情報保護法』商事法務
- 新保史生（2006）「個人情報保護法に基づくバイオメトリクスの利用」情報メディア研究4巻1号
- 鈴木正朝（2004）『個人情報保護法とコンプライアンス・プログラム』商事法務，2004年）
- 多賀谷一照（2005）『要説個人情報保護法』弘文堂
- 宇賀克也（2003）『解説個人情報の保護に関する法律』第一法規
- 宇賀克也（2005）『個人情報保護法の逐条解説（第2版）』有斐閣

（中田 響 総務省情報通信政策研究所主任研究官）